

令和 8〔2026〕年版
三重県男女共同参画年次報告書

令和 8（2026）年 9 月

三 重 県

はじめに

県では、女性や若者が地方を離れる背景の一つにジェンダーギャップが指摘されていることから、令和5年度より「ジェンダーギャップの解消」を大きなテーマとして取組を進めています。令和8年3月には経済分野におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性を示す「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。

国においては、令和7年度に、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、女性活躍推進法が改正されたほか、「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を推進することが明記されました。

また、同年、独立行政法人男女共同参画機構法が成立し、令和8年に男女共同参画機構（JGEPA）が設立されるとともに、機構法の成立と合わせて男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体が、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に努めることとされました。

こうした動向や社会情勢の変化をふまえ、県では、令和7年度から、「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」の改定を進めているところであり、男女共同参画社会とジェンダー平等の実現に向け、より一層取組を推進していきます。

この年次報告書は、「三重県男女共同参画推進条例」第12条および「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」第10条の規定に基づき、三重県が実施した男女共同参画や性の多様性に関する令和7年度の施策の実施状況等を取りまとめ、議会に報告するとともに、県民および事業者に公表し、施策の推進への理解と協力を求めることを目的として発行するものです。

本書を通じて、本県の男女共同参画社会とダイバーシティ社会の実現の推進について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

【三重県男女共同参画推進条例】

第12条（年次報告）

知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

【性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例】

第10条（基本計画）

県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

目 次

はじめに

一 県の男女共同参画推進の体系

- 1 第3次三重県男女共同参画基本計画の体系 1
- 2 第一期実施計画における第3次基本計画の重点事項の推進について 2

二 第3次三重県男女共同参画基本計画に基づく令和7〔2025〕年度事業概要

- 1 主な取組等 3
- 2 事業実施概要

基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

- 基本施策Ⅰ－Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進 13
 - 1 女性の参画拡大に向けた企業等への支援
 - 2 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現
 - 3 誰もが能力を発揮できる環境の整備
 - 4 女性の再就職支援

- 基本施策Ⅰ－Ⅱ 自営業における女性活躍の推進 20
 - 1 農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進
 - 2 農林水産業における女性の能力発揮に向けた環境の整備
 - 3 起業家等に対する支援

- 基本施策Ⅰ－Ⅲ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進 24
 - 1 多様なニーズに対応した子育て支援
 - 2 男性の育児参画の推進
 - 3 介護を支援する環境の整備

基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- 基本施策Ⅱ－Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 29
 - 1 県の審議会等委員への女性の参画
 - 2 県における女性職員等の登用
 - 3 市町等への働きかけ

- 基本施策Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 34
 - 1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
 - 2 学校等における教育の推進
 - 3 生涯を通じた学習機会の充実

基本方向Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

- 基本施策Ⅲ－Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備 39

1 自立のための支援	
2 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備	
3 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進	
基本施策Ⅲ－Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援	47
1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援	
2 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援	
3 性と生殖に関する健康支援の充実	
基本施策Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組	52
1 関係機関の連携による支援体制等の整備	
2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進	
3 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進	
計画の推進	61
1 県の推進体制の充実と率先実行	
2 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等	
3 市町、高等教育機関、企業・団体等との協創	
4 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実	

三 資 料

1 目標値	69
2 参考データ	73
3 県政レポート（施策12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進）	80
4 三重県男女共同参画審議会の開催状況	85
5 三重県男女共同参画審議会委員名簿	86
6 県内の男女共同参画施策等に関する推進状況	87
7 県内外の主な動き	88

